

農業委員会だより



INDEX

表紙

地域活性化のブルーベリー農園 ……	1
特集 がんばる農業者 ……	2
農地転用には許可が必要 ……	4
地域の話 ……	6
お知らせ ……	8
編集後記 ……	8

発行／豊田市農業委員会

企画／農業委員会だより編集委員会

地域活性化のブルーベリー農園(野入町)

昨年7月1日にオープン。稲武町の建設業「杉田組」が特定法人貸付事業として、遊休農地活用と地域活性化のために開設しました。今年も7～8月に開園。農園0.7haの敷地に14品種約1,200本のブルーベリーが栽培され、時期をずらして品種の異なる実が食べられるようになっています。農園にはオープンカフェも設置され、ブルーベリーのシャーベットを賞味したり、ジャムを手土産に購入したりすることもできます。

視察に訪れた農業委員に説明するのは、専門的な栽培に取り組む橋本さん(写真中央。3頁にインタビュー掲載)。土壌改良や肥培管理等、高品質な果実を生産するにはかなりの苦勞があるとのことでした。(文・写真/横条鈞委員)



がんばる農業者

■「農事組合法人逢妻」(以下、「逢妻」)は、豊田市の中心市街地である豊田地区を基盤として活動しています。設立は平成十年ですが、毎年着実に経営規模を拡充しています。逢妻に、農業への夢と期待



構成員は全部で7人。後列(立ち)左から、鈴木さん・杉本さん(代表)・嵯峨さん・鈴木さん・菅沼さん。前列(座り)左から、光岡さん・藤澤さん。

を求めて転職した鈴木喜一郎さん(四十七歳)がいます。元は、あいち豊田農協の豊田営農センター長であり、三年前にこのめぐまれた職から思い切ってこの道に飛び込み、農業のプロとして生きる大きな決断をしました。

現在、逢妻の構成員は七人。鈴木さんは、この中で二番目の若手です。家族を養う責任ある立場で、しかも安定した職から農業一本の道を選んだ理由は何でしょうか。

●豊田地区「農事組合法人逢妻」の鈴木喜一郎さん

夢ある農業の担い手に

■仕事帰りでもまだ汗の残る鈴木さんは言います。「この法人の立ち上げ当初から関わってきたが、構成員の高齢化もあり、今後の対応が課題でもあった。支援するのと当事者で行うのは随分違う。転職の決め手は、何と言ってもやりがいのある仕事だからだ。やればやっただけ成果が自分に返ってくる。サラリーマンには無い魅力を感じた。仕事量に経験を加味した「従事分量配当制」であるが、構成員が少ないので、やればやっただけ自分に跳ね返ってくる。それと仕事仲



コンバインは全部で6台。6条刈り95馬力が最新機種。横山町の麦圃場を5台で作業する。

■仕事帰りでまだ汗の残る鈴木さんは言います。「この法人の立ち上げ当初から関わってきたが、構成員の高齢化もあり、今後の対応が課題でもあった。支援するのと当事者で行うのは随分違う。転職の決め手は、何と言ってもやりがいのある仕事だからだ。やればやっただけ成果が自分に返ってくる。サラリーマンには無い魅力を感じた。仕事量に経験を加味した「従事分量配当制」であるが、構成員が少ないので、やればやっただけ自分に跳ね返ってくる。それと仕事仲間が本当にフレンドリーでチームワークが良く楽しい。僕より前に少し若い同じ元農協職員の菅沼君が構成員になってくれたのも心強かった。将来の完全な保証はないが、やりがいと夢、そして収入もまあまあであることがこの道に飛び込んだ理由かな...。」と、屈託なく話してくれます。

■創設時からの構成員で、法人の中心的存在である代表理事の杉本守治さんは「第一線で働いている彼を受け入れるとき、本当にこれ

で良いのかなと悩んだ。一人の将来に責任がある事であり、肩に重いものを感じた。しかし、彼の存在が法人の明日を担うものであり、今後の経営により真摯に取り組みることができる。」と目を細めて話す表情には、喜びと大きな期待が感じられます。

■経営は、米・麦・大豆が基盤とのこと。米は箱苗による田植え、麦は筋蒔きで、全てごく普通の方法でやっています。「新規の栽培方法で年間就労体制の平均化やコストの削減も考えていきたい。受託圃場は農協と協力して円滑に広げていきたい。中山間地や平地部の狭小な圃場も受託しているが、心を込めて仕事をし、将来への信頼につなげたい。」と、農業にかける夢と意欲は尽きません。(横糸鈞委員)

■逢妻の経営受託実績の推移 (ha)

	水稻	麦	大豆
平成10年	14	10	2
平成15年	31	30	6
平成21年	46	32	20

※作業受託は除く

■逢妻の利用権設定面積の推移 (ha)

平成10年	24
平成15年	62
平成21年	82

西三河ブランドのイチジク栽培へ



■家庭菜園だけでは物足りなく、米を栽培してみたくなり、豊田市の農ライフ創生センターの田畑科（現担い手コース新規就農科）の二期生として二年間、水稲と野菜栽培技術を学びました。

いざ就農をする段になり、何を栽培して行こうかと考えていたときにイチジクと出会いました。

■イチジクは、大正時代の末期に碧南市の一部の農家で導入され、昭和五〇六年頃から経営栽培と

■イチジクの西三河ブランドの担い手になるべく、成瀬さんがイチジク栽培を始めたのは、二年数か月前の二〇〇七年四月。三十数年ぶりに実家がある豊田市に戻りましたが、サラリーマン家庭で育ち農業経験は無く、初めは家庭菜園でナスやキュウリ、スイカなどの栽培を手掛けました。



成瀬さん栽培のイチジク

して碧南市と安城市で始まり、その後、西三河地方へと広まってきました。

昭和三十四年の伊勢湾台風の来襲で大きな被害が出たものの、見事復活を遂げました。現在は、愛知県の特産農産物で今も安城市や碧南市を中心に各地で栽培されており、全国シェアの三十三割弱を占め、第一位の産出額約二十六億円（平成十八年産・東海農政局資料）となっています。

■成瀬さんにイチジク栽培の面白さをお伺いしたところ、「前職（大手電機メーカー）のシステムエンジニア」とは違い、自分で育てたものを販売できること。と言います。野菜も一部が販売されており、知人などから「成瀬さんの野菜を食べたよ。」と声を掛けられたりすることが、前職には無い無常の喜びだそうです。

■現在は、出荷品質基準に満たないため、食べられるものまで全てを廃棄しています。そこで、新たな挑戦として、それらをジャムなどの加工品として有効利用を図りたいというのが成瀬さんのもう一つの目標でもあります。成瀬さんの挑戦は、今日も続きます。

（中村正寿委員）

●ブルーベリー栽培のきっかけは？

「もともと農業が好きで、以前は桃や米栽培の農業法人で働いていました。ブルーベリーに興味を持ち、日本ブルーベリー協会の研修会に参加したことから現在の杉田さんを知り、平成十九年四月からこの農園で仕事をすることになりました」と話すのは、橋本千晶さん。大学の農学部卒の若き女性農業者で、「ブルーベリーのこみち」の栽培担当の柱となっています。

●何に苦労をしましたか？



「まだ三年目の若木の段階で開園となったので、木の育成確保をしながら一定の収穫量を得なければならぬ」という事です。ブルーベリーは秋に花芽ができるので、冬の剪定で無理の無い収穫量になる工夫、果樹では摘果にあたる作業を重視しました。」と語ってくれました。



また「異業種参入ということもあり、専門技術の指示を受ける上司がおらず、自分で勉強と試行錯誤をしながらの栽培は、苦労もありますがやりがいもあります。」と微笑みます。

●将来にける夢は？

この稲武地区にはまだ十軒程のブルーベリー栽培農家があるとのこと。「この地域に適した栽培技術ごよみができたらなと思います。他の農家との情報交換等によって、地域での栽培が盛んになれば嬉しいです」と、地域活性化への夢も膨らみます。

農地の転用には許可が必要です。

ご相談・申請は豊田市農業委員会へ

農地に家を建てたり、駐車場にしたりすることを農地転用といいますが、ご自分の土地であっても、自由に転用することは許されていません。その土地によって、様々な基準があり、転用できるものが限られる場合があります。

農地転用をお考えの場合は、まず、農業委員会事務局へご相談ください。

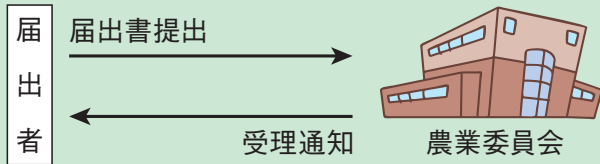
農地の区域を確かめましょう

農地を転用して住宅などを建築しようとする場合、その農地の区域によって手続きが異なります。

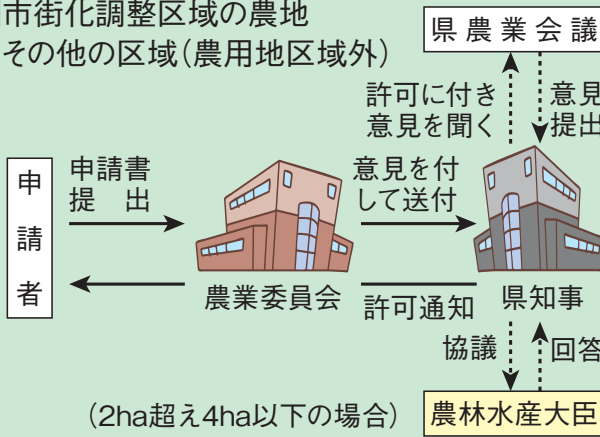
まず、市街化区域内か、それ以外の区域かによって大きく異なります。また、農用地区域内であれば、原則として転用が認められない場合もあります。

●農地転用の流れ

■市街化区域の農地

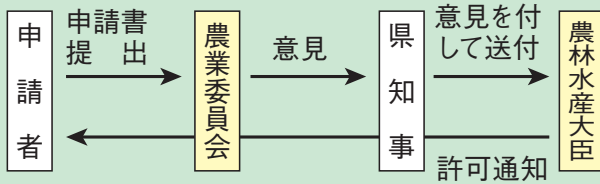


■市街化調整区域の農地 その他の区域(農用地区域外)



(2ha超え4ha以下の場合)

※4haを超える農地



●市街化区域

農業委員会への届出をすれば、転用をすることができます。

届出には、申請書、登記簿謄本(3か月以内の発行の原本)、土地整理図、案内図等が必要です。必要に応じて、他の書類を提出いただく場合もありますので、事前にお尋ねください。

届出は、毎週火曜日締め切りで、翌週に受理書をお渡しします。

●市街化調整区域・その他の区域(農用地区域外)

農用地区域外の転用は、市街地への近接度合い等を審査する立地基準と農地転用の確実性等を審査する一般基準により審査されます。許可は愛知県知事の許可になります。毎月1日～5日の間に必要書類を整えて、農業委員会へ申請していただきます。

●市街化調整区域・その他の区域(農用地区域内)

農用地区域は、農業振興地域に関する法律に基づいて、市が策定する農業振興地域整備計画により農用地として利用すべきとされた集団的な優良農地の区域です。したがって、原則として農地転用が認められないことになっています。この農地を転用するには、

農業委員会の歩み

*平成20年

9/12 農業委員会・職員等研修会参加

9/22 現地調査(1班)実施

9/29 総会・農地部会開催

10/27 総会・農地部会開催

11/1 31 耕作放棄地調査実施

11/17 現地調査(2班)実施

11/26 総会・農地部会開催

12/25 総会・農地部会開催

*平成21年

1/20 現地調査(3班)実施

1/27 総会・農地部会開催

1/29 30 先進地調査実施(富山市・砺波市)

2/19 担い手育成総合支援協議会研修会・相談会開催

2/26 総会・農地部会開催

3/19 現地調査(4班)実施

3/26 総会・農地部会開催

3/30 31 農業委員親睦旅行催

4/27 総会・農地部会開催

5/19 現地調査(2班)実施

5/25 総会・農地部会開催

6/2 緊急役員会開催

6/29 総会・農地部会開催

7/28 総会・農地部会開催

8/1 31 耕作放棄地調査実施

8/18 現地調査(3班)実施

8/26 総会・農地部会開催

9/4 農業委員会・職員等研修会参加

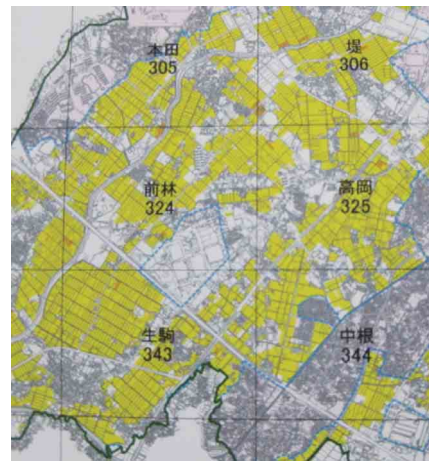
農地転用許可に先立って農用地
区域からの除外手続きが必要です。

農用地区域からの除外について

農用地区域内で農地転用をする
には、まず農用地区域からその農
地を除外した上で、農地法の転用
許可を受ける必要があります。通
常、「農振除外」といわれる申請
が必要です。

除外するには、①代替すべき土
地がない ②農業の効率的な利用
に支障が及ばない ③土地改良等
の有する機能に支障がない ④農
業基盤整備完了後八年を経過など
の要件をすべて満たすことが必要
です。これらの区域は、図面で指
定されていますので、市役所農政
課窓口でご確認ください。あわせ
て農地転用許可の可能性等も必ず

ご確認ください。
除外の手続きは、年4回です。
また、申請から除外が完了するま
で約五か月が必要です。事前にご
相談をお願いします。



図面上の黄色部分が農用地

農地転用がさらに厳格化！ 農地法が変わります

今年六月に「農地法等の一部を
改正する法律」が公布されました。

豊田市の農業委員は 次の皆さんです。

【敬称略・順不同】

地区	氏名	住所
挙母	光輪 龍雄	樹木町
	西山 修美	平和町
	水野 勝彌	東梅坪町
	永田 昭一	宮上町
	岡田 諄	常盤町
上郷	藤井 捨和	渡刈町
	石川 新一	畝部東町
	谷澤 秀夫	和会町
	岡田 善明	福受町
	有我 康和	榑塚東町
高岡	都築 繁雄	榑塚東町
	都築 猶之	中町
	窪田 清一	清水町
	安田 稔生	若林西町
	花井 靖雄	駒場町
	加藤 宏行	中根町
	杉本 久	上丘町
猿投	三宅 宏始	井上町
	細井 久男	大清水町
	山田 静男	本徳町
	武田 明浩	田初町
	森 昭二	成合町
	奥村八千子	荒井町
	森 和子	舞木町
	横桑 鈞	保見町
高橋	中根 健詞	御立町
	黒野 吉明	水間町
	那須 良弘	山中町
松平	宇野 金造	中垣内町
	中根 富文	滝脇町
藤岡	中村 正寿	西中山町
	山内 昭一	木瀬町
小原	柘岡 正勝	小原田代町
	土屋 鎬示	西細田町
足助	原田 鈔治	綾渡町
	高橋 鎮	下国谷町
	加納 一範	怒田沢町
	加藤 清隆	田振町
	鈴木 博	栃ノ沢町
下山	寄田 種子	綾渡町
	中根 清茂	花沢町
	荻野 正昭	黒坂町
旭	二本松 讓	上切町
	後藤 鋤雄	押井町
稲武	吉原 克己	黒田町
	塚田 光生	押山町
	三江 弘海	武節町

■農業委員に関するお問合せは
農業委員会事務局 (TEL34-6639)

- この法律は、公布の日から6か月
を超えない範囲で施行されます。
今回の改正は、耕作者の地位安
定と食料の安定供給を目指して、
農地の減少を食い止め、農地を最
大限に利用する目的で、主に次の
点が変わります。
- ①農地を効率的に利用する耕作者
の権利の取得を促進します。ま
た、所有権や賃借権を有するも
のは適正かつ効率的な利用をし
なければなりません。
 - ②農地の権利移動の規制を見直し、
農業生産法人以外の法人でも条
件を満たせば農地を借りること
ができるようになります。
 - ③農地の賃借権の存続期間が50年
以内になります。
 - ④農地転用規制が厳格化され、担
い手に対する利用集積に支障が
ある場合は、農用地区域から除
外できません。また、違反転用
等の罰金は法人で1億円、個人
300万円になり罰則が強化され
るとともに、違反転用にかかる行
政代執行制度が整備されます。
 - ⑤農地を利用権設定などによって
第三者に貸し付けても、相続税
の納税猶予が受けられるよう
なり、農地がさらに貸しやすく、
借りやすくなります。
 - ⑥農地の面的集積が促進されます。
 - ⑦遊休農地対策が強化されます。

お問合せは

農地転用等に関するお問合せは、
農業委員会事務局まで（市役所農
政課内・TEL34-6639）へお願
いします。

山中町の地域ぐるみで

イノシシ対策

イノシシの被害の現状

近年、中山間地域の農家を大変苦しめているのが野生獣類、特にイノシシによる被害です。

市農政課が平成二十年、市内の農家を対象に実施した「豊田市鳥獣被害アンケート」によると、イノシシの被害件数は、一、九二五件、被害面積四〇・三六畝、被害金額三千三百万円余です。

作物の被害状況は、水稲が一番多く、野菜・サツマイモ等の作物が全般的に被害を受けていることが判明しました。また、農作物以外の被害は、畦畔・農道の掘起しが一番多く、一、五一七件です。

次に、保全管理している農地等の掘起しが七六一件です。さらに、鳥獣被害により耕作放棄をした農地面積は、平成二十年までで、七三・三畝になっていることが判明しました。

このような被害の状況は、農家

の収入に大きな影響を与え、営農意欲を著しく損なうものです。

先駆的な補助制度を創設

市農政課は、昨年度、全国的にも先駆的な補助制度を創設しました。それは、

「緊急野生獣類被害防止対策事業」

この事業は、地域ぐるみで効果的な獣類による被害防止対策のため、集落単位で、共同柵等を設置する場合資材費の十分の九を補助する制度です。

補助事業の実施状況

この事業の昨年度の実績は、農事組合を中心に四十九団体から申請があり、四千七百万円余の補助金が交付されました。共同柵の延長は六十八キロ以上となり、被害の軽減が期待されています。

今年度は、既に六十七団体から補助金交付申請がされている状況です。

補助事業の事例紹介

山中町農事組合は、高橋地区の東部に位置する戸数

三十九戸、人口百八十三人、田畑十五畝の小さな組合です。

この組合では、昨年十一月から十二月にかけて、イノシシの防護柵としてワイヤーメッシュ柵を九・六キと捕獲檻三基を設置しました。事業経過は、最初に勉強会を開催し、イノシシの特性、先進事例の研究、設置資材・設置方法・設置場所の検討が熱心に議論されました。

事業の目的は、①イノシシによる農作物の被害のない町にする、②家の近くにイノシシが来ない安全安心な町にする、③地域ぐるみの共同作業により地域の連帯を一

層深め、生きがいをもって暮らせる町にするためです。事業の内容は、ワイヤーメッシュ柵（縦一基・横二基）を鉄筋の杭（長さ一・五メートル）に、ステンレス線により結束する方法で防護柵を設置しました。また、捕獲檻三基を、市道や東海自然歩道によって防護柵が途絶えるところに設置しました。

当初、防護柵の設置作業は、四ヶ月かかるであろうと計画されていましたが、十八歳の高校生から八十六歳のお年寄りまで、男性も女性も文字どおり地域ぐるみの参加で作業が進められました。その結果、二ヶ月に満たない期間で完成しました。

そして、「イノシシ対策事業の竣工を祝う会」が二月十四日、区民会館において盛大に開催されました。国会議員、県会議員、市会議員、市副市長、産業部農政担当専門監を始め多くの来賓から「あっぱれ！お見事！」と心温まる祝辞が述べられました。

鈴木公平市長は、竣工を祝って「和気満講堂」の揮毫を贈られました。山中町では、これを大切な宝物として子々孫々に語り伝えていきたいと言われています。

（文） 農業委員 那須 良弘
（画） 群猪遊戯圖 山口 晃

甲村茂前会長に叙勲 受章祝賀会を開催

昨年十一月、前農業委員会会長の甲村茂さんが、「旭日単光章」を受章されました。この受章を祝って、二月十一日にホテル豊田キャッスルで祝賀会が開かれました。祝賀会の発起人になったのは、農業委員長、豊田土地改良区理事長、あいち豊田農協組合長、前林自治区長の四人。

祝賀会は、光輪農業委員長が発起人を代表してあいさつ。市長や県会議員からの祝辞に続いて、甲村さんが二十四年間の苦労話や今後の決意などを話されました。

甲村茂さんは、昨年七月の農業委員改選まで、八期二十四年の間農業委員として活躍されました。



参加者を前に謝辞を述べられる甲村茂ご夫妻

このうち一期を会長職務代理、五期を農業委員会会長として、地域の農業の発展に寄与されました。

大きな役割を果たす利用権設定

利用権とは、市町村が農地の貸し手、借り手の仲介に関与し、安心して賃貸借ができる制度です。

和会町（上和会自治区）では、七十戸の農家のうち、今は認定農業者の加藤善之さん一人が、町内四十軒の農地の七十軒を利用権設定等により耕作されています。家族労働だけですが、生産調整制度により米、麦、大豆の三毛作で労力の分散ができ、大型機械を使用して耕作されています。

一方、貸し手の一人で老人クラブ役員の酒井鋼治さんは、労力に余裕ができて、趣味の家庭菜園に力を入れて有り余るほどの野菜を作ることができるようです。クラブの仲間には、同じような人もいて、老人クラブで余った野菜の青空市場を作れば、親睦も図れるのではないかと声もあるそうです。また、町内の人たちは、農道や排水路も含めてきちんと管理されていることは、集落の環境美化にもなるし、食の自給率向上と食の安全にも貢献しているのではと言われます。このことから、利用権



認定農業者に農地を集積

設定の推進は、現在の農業にとつて大きな役割を果たしていると思っています。（谷澤秀夫委員）

早期の耕作放棄地対策を

豊田市の耕作放棄地は、豊田市全体の十七割ですが、和会町（上和会自治区）では、一割と多くありません。これらは、相続等により取得されたもので、地主が遠方のため、管理が十分に行われていないものが多く、小面積ですが耕作放棄地となっています。

どんな物にも心があります。きちんと管理されていない耕作放棄地は、耕作農地、工場用地、宅地等社会に貢献している土地に狭まれ、肩身の狭い存在となっています。耕作放棄地の傍に立つと、「何とかしてくれ」という泣き声が聞こえてきます。耕作放棄地は、雑草が大きく茂

り、犯罪、火災につながります。また、鼠など有害生物が発生して、近隣の家庭や農作物に被害を与えます。町内を自主防犯で巡回してみえる方々も、この耕作放棄地を眺めて嘆いてみえます。勝手に管理することもできず、何かよい方法はないものかと言われます。町内の人達も同様な気持ちで、町内の環境美化活動のときに、この話題が出るがあります。



農地パトロールで耕作放棄地を調査

耕作放棄地をなくすには、いろいろな法的制限があり、難しいことですが、農地以外としての取扱にする、利用権設定へ誘導をする等、いろんな手段が考えられます。耕作放棄地を少なくすれば、地域の良好な環境と食糧の自給率向上に、役立つものと思えます。（谷澤秀夫委員）

お知らせ

ご購入ください 全国農業新聞

全国農業新聞は、毎週金曜日発行の新聞で農業の話題などが掲載されています。毎日読むのは大変、一か月だと遅いと思われる皆さんにぴったりの新聞です。

全国農業新聞の特徴は次のとおりです。

- ① 分かりやすい農業・農政の解説
- ② みんな知りたい経営・流通の最新

情報が満載

③ ぐらしと地域に活力を

④ 女性の元気を応援

⑤ 文字が大きく読みやすい

■購読料 月600円

■申込み 豊田市農業委員会事務局

(TEL 34-6639)



全国農業新聞は情報満載

担い手の積み立て年金 農業者年金のお勧め

農業者の皆さんに将来の安心をお届けする農業者年金にご加入されていますか？ 農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積み立て方式（確定拠出型）の公的年金です。貯金する感覚で加入でき、税制面のメリットもあります。

■加入できる人 ① 60歳未満 ② 国民年金第1号被保険者 ③ 年間60日以上農業に従事している人 以上の要件を満たす人

※配偶者や後継者等も加入できます。

■保険料 月2万円〜6万7千円の間の千円単位で自由に保険料が選べ、60歳になる前月まで積み立てられます。

■そのほか 認定農業者等は助成があります。また、保険料は社会保険料控除の対象にもなります。

■お申込み・問合せ 豊田市農業委員会事務局 (TEL 34-6639) または

あいち豊田農協 (TEL 31-2326)

耕作放棄地調査にご協力ください

農業委員会では、今年度も耕作放棄地の調査を行っています。農業委員等が現地調査を実施していますので、ご協力ください。

また、今後の解消計画等について、皆様のご意見を伺うこともありますので、ご協力をお願いします。

■問合せ 豊田市農業委員会事務局 (TEL 34-6639)

農地基本台帳の記入は正確に

毎年、八月一日付で「農地基本台帳」の調査を行っています。記入に当たって次の点にご注意ください。

■ご注意 各農地の「利用状況」は必ずご記入ください。ご記入がないと、農家証明が出なかったり、農地を取得しようとしても経営面積が不足したりする事態にもなります。

ご記入は正確にお願いします。

■問合せ 豊田市農業委員会事務局 (TEL 34-6639)

編集後記

新編集委員になって最初の委員会だよりとなる第四号を発行することができました。今期、各地区から選出された編集委員の皆さんには、広報活動の経験豊かな方が多く、第三号までの内容を基に打ち合わせや取材を重ね、内容も体裁も充実したものが出来上がったと思っております。

ご覧いただきました皆様からのご意見・ご要望などがありましたら事務局へお寄せください。また、お近くでの農業に関する話題等がありましたらお知らせください。(編集委員長 都築猶之)

農業委員の

声



出荷に大わらわ!

私は、竹の子農家です。面積は、孟宗竹が2ha、破竹が1.5haぐらいです。

3月の初めから5月初めまでが孟宗竹、5月初めから6月初めまでが破竹を、約3か月竹の子堀が続きます。問題点は、収量が一年おきで、多い年は9,000kg、少ない年は3,000kg、約3倍の差があります。

また、近年では、猪の被害が大きく電気柵で囲った山のみで収穫できるありさまで、小面積の山ではイノシシの食べ放題となっています。

(加藤清隆委員)